下に「、特定盛土等若しくは土石の堆積」を加え、同号を同条第八号とし、同条第五号中「造成主」を「工事主」に改め、「宅地造成」の下に「、特定盛土等若しくは土石の堆積」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号中「宅地造成」の下に「、特定盛土等又は土石の堆積」を加え、「）を」を「第五十五条第二項において同じ。）を」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　特定盛土等　宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令で定めるものをいう。

四　土石の堆積　宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

「第二章　宅地造成工事規制区域」を「第二章　基本方針及び基礎調査」に改める。

第三条を次のように改める。

（基本方針）

第三条　主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項

二　次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

三　第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

四　前三号に掲げるもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

3　主務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならない。

4　主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三十条中「第十二条第二項」を「第十六条第二項又は第三十五条第二項」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第六十一条とする。

第二十九条中「前三条」を「次の各号に掲げる規定」に、「場合においては、その」を「ときは、」に、「又は人に」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第五十五条　三億円以下の罰金刑

二　第五十六条第三号　一億円以下の罰金刑

三　第五十六条第一号、第二号若しくは第四号又は前三条　各本条の罰金刑

第二十九条を第六十条とし、第二十八条を削る。

第二十七条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第四条第一項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）」を「第五条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第五条第一項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）」を「第六条第一項」に、「者又は」を「とき、又は」に、「行つた者」を「行つたとき。」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「第十五条」を「第二十一条第一項若しくは第四項又は第四十条第一項若しくは第四項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四　第二十一条第三項又は第四十条第三項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき。

五　第二十五条（第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十七条第六号及び第七号を削り、同条を第五十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十九条　第四十九条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七章の章名及び第二十六条を削り、第二十五条を第五十四条とし、同条の次に次の章名及び三条を加える。

第十章　罰則

第五十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

一　第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。

二　第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。

三　偽りその他不正な手段により、第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けたとき。

四　第二十条第二項から第四項まで又は第三十九条第二項から第四項までの規定による命令に違反したとき。

2　第十三条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者（設計図書を用いないで当該工事を施行し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者（当該工事施行者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（次項において「工事施行者等」という。）は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

3　前項に規定する違反があつた場合において、その違反が工事主（当該工事主が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この項において「工事主等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

第五十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項又は第三十七条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

二　第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第二十三条第一項若しくは第二項、第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項若しくは第四十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

四　第二十四条第一項（第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十七条　第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。